

広島県告示第百九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、県営粟屋住宅、県営三次住宅、県営王之段住宅、県営西三次住宅、県営八次住宅、県営本町住宅、県営本町上野住宅及び県営本町大歳住宅並びに県営粟屋住宅駐車場、県営三次住宅駐車場、県営王之段住宅駐車場、県営西三次住宅駐車場、県営八次住宅駐車場、県営本町住宅駐車場、県営本町上野住宅駐車場及び県営本町大歳住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託を受けた者		委託した年月日 (委託期間)
名称	住所	
広島県ビルメンテナンス協同組合	広島市西区己斐本町二丁目一九番三号	平成二十七年三月六日 (平成二十七年四月一日 ～平成三十三年三月三十一日)